

令和7年10月16日
於
府中市立教育センター

令和7年第10回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

令和7年第10回府中市教育委員会定例会議事録

1 開 会 令和7年10月16日(木)

午後2時00分

閉 会 令和7年10月16日(木)

午後4時58分

2 出席者

教育長 酒 井 泰 委員 日 野 佳 昭

委員 山 下 和 則 委員 田 中 亜衣子

委員 山 中 ともえ

3 欠席者

なし

4 出席説明員

教育部長 山 下 隆 久 文化スポーツ部長 矢ヶ崎 幸 夫

教育部学校施設整備担当副参事 文化スポーツ部次長兼スポーツタウン推進課長

兼学校施設課長 高 橋 潤 古 田 実

教育部副参事兼指導室長 文化生涯学習課長 平 澤 佐一郎

志 村 安 ふるさと文化財課長 江 口 桂

教育総務課長 松 本 寛 文化資源活用担当副主幹 藤 原 裕 司

教育総務課長補佐 浅 見 公 博 スポーツタウン推進課長補佐

学校施設整備担当主幹 曾 根 邦 友 塚 本 淳

新たな学校づくり担当主幹 新総合体育館整備担当副主幹

國 分 大 樹 奥 恭 平

学校施設課長補佐 大 南 尚 也 図書館長 楠 本 順 子

学務保健課長 須 田 茂 也

学務保健課長補佐 横 山 聖 子

給食センター所長 大 木 忠 厚

教育・就学相談担当主幹

鈴木 正 憲

教育指導担当主幹 佐 藤 公

指導室長補佐 石 渡 通 暁

統括指導主事 鈴 木 篤

指導主事 林 達 樹

指導主事 中 尾 友 昭

指導主事 菱 倉 裕 輔

5 教育委員会事務局出席者

教育総務課総務係長 大 沢 直 樹

教育総務課主任 青 木 なつみ

教育総務課事務職員 戸谷 咲良

議 事 日 程

第1 議事録署名員指名について

第2 会期決定について

第3 議 案

第55号議案

府中市立小・中学校のプール整備方針について

第56号議案

府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想について

第57号議案

府中市立府中第九小学校改築に伴う基本構想について

第58号議案

府中市民球場の使用料の新設に係る条例の改正の申出について

第4 報告・連絡

- (1) 第3次府中市学校教育プラン中間見直し(案)の作成について
- (2) 第30回学校施設老朽化対策特別委員会開催報告について
- (3) 第5次府中市特別支援教育推進計画(案)の作成について
- (4) 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について
- (5) 東京都指定有形文化財(建造物)内藤家住宅保存活用計画(案)の作成について
- (6) 第2次国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画(案)の作成について
- (7) 国史跡武蔵国府跡(国司館地区)第2期整備基本計画(案)の作成について
- (8) 郷土の森博物館手話・字幕付プラネタリウム番組等の特別投影について
- (9) 府中市新総合体育館基本構想(案)の作成について
- (10) 第7回府中市ボッチャ大会の開催について

第5 その他

第6 教育長報告

第7 教育委員報告

午後2時00分開会

○教育長（酒井 泰君） それでは、ただいまより、令和7年第10回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

◇

○教育長（酒井 泰君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の教育委員の議事録署名員は、日野委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◇

○教育長（酒井 泰君） 日程第2、会期決定でございますが、会期は本日1日といたします。

◇

◎傍聴許可

○教育長（酒井 泰君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） それでは、許可いたします。

傍聴の方に申しあげます。本日、手続き未了のため、第58号議案につきましては、資料を一部省略してお配りし、また、報告連絡の資料9につきましては、配布をしておりませんので、ご承知おきください。

◇

◎第55号議案 府中市立小・中学校のプール整備方針について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、日程第3、第55号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いします。

○学校施設整備担当主幹（曾根邦友君） それでは、第55号議案「府中市立小・中学校のプール整備方針について」、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、府中市立小・中学校のプール整備方針をご覧ください。初めに、1の「趣旨」といたしまして、府中市立の小・中学校は、33校全てに屋外プールを設置していますが、近年は猛暑による熱中症のリスクから、これまで以上に安全面への配慮が必要となっております。また、学校プールの多くは整備後50年以上が経過しており、施設の更新が必要な時期を迎えようとしています。このことから、本年1月に策定した第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、今後の小・中学校のプール整備方針を定めるものでございます。整備方針としてお示ししております4つの方針につきましては、本年8月7日に開催された教育委員会臨時会においてご説明した方針（案）から変更はございません。

次に、3の「今後の取組」でございますが、本方針を踏まえた取組は、次期改築実施校である五小及び九小の改築事業から検討を進めることとし、当該事業において屋内拠点プールの設置や民間屋内プールの活用の可能性を整理するとともに、その他の学校についても、現在進めている新総合体育館の検討状況等を踏まえ、民間屋内プールの活用や新たな屋内プールの整備に関するスケジュール等を示す、具体的な整備計画を策定することとしております。府中市立小・中学校のプール整備方針についてのご説明は以上でございます。よろしくご審

議くださいますようお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（田中亜衣子君） 昨今、変化の大きいプール事業については、市民の関心が大変高いところでございます。屋外プールの非整備や、既存・民間の屋内プールの活用については、オープンハウスやパブリックコメント等で多くの方に賛同を得られているとお聞きしておりますので、引き続き、整備をよろしくをお願いいたします。

そこで、既存のプールについてご質問いたします。既存の学校プールについては、必要な熱中症対策を講じた上で、引き続きの活用が予定されていますが、国や都が定める学校で水泳を実施する時間の目標、目安のようなものと、府中市のこれまでの達成率、または、これからの目標をお聞かせください。

○教育指導担当主幹（佐藤 公君） 国や都の指針に基づく本市の取組状況ですが、水泳については学習指導要領に基づきながら、おおむね10時間程度の時数を組み、全ての小・中学校において、今年度、水泳が実施できているという報告を受けております。しかしながら、WBGTの指数によっては、中止をしたという報告も受けております。次年度以降も、暑さや熱中症に対する工夫・対策をしながら、今年度同様の取組を実施していく予定でございます。

○教育長（酒井 泰君） WBGTが31を超えて中止になった場合も、10時間の時数は全ての学校で実施を終えているのでしょうか。

○教育指導担当主幹（佐藤 公君） 中止のときはありましたが、計画した10時間の授業時数については、全ての学校で実施しております。

○教育長（酒井 泰君） ほかに何かご質問はございますでしょうか。

○委員（日野佳昭君） 意見です。授業のプールは実施できたとのことですが、夏のプール開放はできなかったもので、まだ少し問題は残っていると思っています。

質問が2点あります。1点目は、改築予定の五小、九小はどこのプールを使うか決まっているのでしょうか。また、決まっているのであれば、保護者に連絡はしているのでしょうか。2点目は、プールをなくすことに関して、防災としての役割については、消防署と連携して相談しているのでしょうか。

○学校施設整備担当主幹（曾根邦友君） まず、五小、九小のプールの整備につきましては、今まさに検討しているところでございます。方針がある程度決まった時点で、保護者の皆様にはご説明していく予定でございます。

2点目のプールの防災面につきましても、一定程度、拠点化をするということで防災部局と話し合いをしているところでございます。こちらも、今後、防災部局、あるいは消防とも連携しながら、研究を進めてまいります。

○教育長（酒井 泰君） よろしいでしょうか。

○委員（日野佳昭君） 意見です。先日、学校訪問に行った際、プールに来た鳥がフンをして、水を汚してしまっているところを見ました。10月以降、プールの不使用时はネットをかけるとういのではないのでしょうか。保育所などはごみが入らないよう、夏の間はプールにネットをかけ、使用していない期間は水を抜いています。学校の場合は、プールに水を張っている状況が続くので、ネットをかけて鳥対策をするとういと思います。

また、民間施設のプールなどに行く場合は、送迎バスの確保も問題になりますので、運転手や送迎バスのことも含めて、検討をよろしくお願いします。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ご意見として承ります。他にご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第55号議案「府中市立小・中学校のプール整備方針について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第56号議案 府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、第56号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いします。

○学校施設整備担当主幹（曾根邦友君） それでは、第56号議案「府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想について」、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想をご覧ください。以降は、ページの一番下のページ数でご説明をいたします。まず、1ページをお願いいたします。

初めに、1の「背景と目的」の（1）背景でございますが、本市の学校施設の多くが建築後50年以上経過し、老朽化が進行している状態であることから、児童・生徒の安全を確保し、安心して学校生活を送ることができるようにするため、老朽化対策が重要かつ喫緊の課題となっている中、令和7年1月に策定した第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画において、各学校の老朽化調査の結果や学校施設の築年数に基づく総合評価から、府中第五小学校を次期改築実施校に位置付けたことをお示ししております。次に、（2）目的でございますが、府中第五小学校の改築事業を行うに当たり、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画で示す市全体の学校施設の整備方針を踏まえ、新たな学校施設の規模や事業スケジュールを設定するための与条件の整理を行い、設計者が設計業務を速やかに行えることを目的としており、本基本構想では、府中第五小学校がこれまで行ってきた教育活動や地域の伝統、文化活動に根差した学校独自の取組の現状を整理し、整備方針として定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。2の「現状分析」では、（1）で建物の現況、（2）で児童数の推移をお示ししております。敷地南側の崖地の一部は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域に該当し、また、土砂災害警戒区域にも該当しております。

次に、3ページをお願いいたします。（4）のアンケートによる現況把握といたしまして、現状の学校施設について、保護者・教員を対象にしたアンケートを実施し、学校施設の使用について把握いたしました。ご意見としては、暑さを問わずに水泳授業ができるプール、明るい校舎やトイレを望む声、五小の特徴的なものとしてクスノキなどが挙げられております。次に、3の「整備方針」でございますが、（1）の老朽化対策の進め方といたしまして、

アの学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策については、校舎、体育館等を全体的に改築することや学童クラブ等も一体的に整備することを示しております。次に、イの教育環境の充実を図ることについては、各教室などは市全体の整備方針に基づき、より良好な教育環境を確保するとともに、新しい教育ニーズに対応した学校づくりを目指すことを示しております。

4ページに移りまして、ウの地域と連携し、地域の拠点となる学校については、学校施設の地域解放や公共施設の複合化等について、柔軟かつ適切な対応ができる学校づくりを目指すことを示しております。また、(2) 目指す学校施設と整備方針では、第2次府中市学校施設改築・長寿命化改修計画で示す本市が目指す学校施設とそれに対する学校施設の全体整備方針を踏まえ、整備を進めていくこととしております。次に、4の「与条件の整理」でございますが、(1) 配置の条件については、アからカまで、6つの項目についてお示ししております。特に、イの校舎と校庭の位置の関係では、敷地南側の崖地の一部が急傾斜地崩壊危険区域等に該当することから、既存の配置と同じように南側に校舎及び体育館を建築することを不可としております。

次に、5ページをお願いいたします。(2) 教育環境の充実についての具体的な取組では、本市の学校改築の特徴的なものとして、アの普通教室について、8メートル掛ける8.5メートルを原則とすることをお示ししているほか、イのメディアセンター及びウの校務センターを設けることをお示ししております。次に、(4) 防犯・安全面については、オートロックシステムやインターホン等による遠隔対応など、セキュリティー機能を備えた計画とすることをお示ししております。

6ページをお願いいたします。(5) 各教室の条件については、現段階で想定する諸室について、規模や室数をお示ししております。

次に、7ページをお願いいたします。(6) 改築の施設規模及び事業スケジュールでございますが、このうちイの事業スケジュールにつきましては、埋蔵文化財包蔵地であることから、建て替え計画が延伸する可能性があることに留意することとした上で、記載のとおりスケジュールとしております。

次に、8ページをお願いいたします。5の「配置のイメージ」でございますが、表の上段に配置計画の考え方を記載しております。先ほどご説明いたしましたとおり、敷地南側の崖地の一部が急傾斜地崩壊危険区域等にも該当することから、Aパターンは校舎を北側に配置、Bパターンは校舎を北西側に配置したものとしております。配置の検討につきましては、今後、様々な方のご意見をいただきながら、良好な教育環境の確保の視点に立って、来年度策定予定の基本計画で詳細な配置を検討していきたいと考えております。府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想につきましてのご説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長(酒井 泰君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第56号議案「府中市立府中第五小学校改築に伴う基本構想について」、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長（酒井 泰君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第57号議案 府中市立府中第九小学校改築に伴う基本構想について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、第57号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いします。

○学校施設整備担当主幹（曾根邦友君） それでは、第57号議案「府中市立府中第九小学校改築に伴う基本構想について」ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、府中市立府中第九小学校改築に伴う基本構想をご覧ください。構成は、先ほどの第56号議案と同様となりますので、異なる部分を中心にご説明いたします。

それでは、基本構想の2ページをお開きください。2の「現状分析」の（3）の建築基準法等の制約といたしまして、本敷地は第一種中高層住居専用地域で、南の一部は第二種住居地域となっておりますが、いずれも日影規制がかかります。また、第二種高度地区となっており、高さ制限がございます。東側の隣地は第一種低層住居専用地域となっており、日影が落ちる場合は、より制限が厳しいため注意が必要となります。

次に、4ページに移らせていただきまして、4の「与条件の整理」でございますが、次の5ページでございます。カの周辺施設に対する配慮において、敷地南側の府中刑務所など周辺施設に対し、配慮を行う計画とすとしております。

次に9ページをお願いいたします。5の「配置のイメージ」でございますが、表の上段、左側の学校機能では、改築に当たり、校舎・体育館・学童クラブ等の各機能が使えない時期のないローリング計画とすることなど3点、右側の法的制約では、第二種高度地区により、敷地北側は高さ制限が発生することなど3点を前提に、表の2段目以降に、配置のAからDの4つのパターンを作成し、それぞれに対し、表の左側、平面計画、校庭、周辺との関係の各項目に対する考察を行っております。各パターンの違いでございますが、校舎の配置について、東西南北にそれぞれ配置したものでございまして、南側に校舎を配置する場合は仮設校舎が不要ですが、その他は仮設校舎が必要となります。また、配置により、日影の影響は異なってまいります。九小の配置の検討につきましても、五小と同様、今後様々な方のご意見をいただきながら、基本計画で詳細な配置を決定していきたいと考えてございます。府中市立府中第九小学校改築に伴う基本構想につきましてのご説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（田中亜衣子君） 五小と九小の両方について、保護者のアンケート結果を見ると、どちらも暑さを問わずに水泳授業ができるプール、またはプールの運用が夏場にきちんと行える施設になってほしいということで、大変関心が高いことが見て取れます。しかし、プールの整備方針によると、屋外のプールは整備しないこととされており、また、AからDの4つのパターンを見ても、プールの整備予定はないように思えます。今後、アンケートを取った方に対する説明の予定はあるのでしょうか。

○教育部学校施設整備担当副参事兼学校施設課長（高橋 潤君） まず、プールの今後のあ

り方につきましては、本日ご審議いただいた整備方針を基本的な方針と考えております。今後、この方針に基づき、詳細な整備計画を来年度以降策定してまいりたいと考えております。その中で、具体的に屋内プールをどこに何個設置するかといったことを明確に定めてまいります。

そして、その計画に基づいて整備をしていくこととなりますが、一方で、五小と九小については、すでに事業に着手しており、先行して設計が行われていくこととなりますので、五小と九小の事業は、プールの整備計画よりも若干遅れるような形になってしまっています。万が一整備計画ができ、仮に五小や九小にプールを設置するとなった場合には、その方針に基づいて設置できるように余裕を持った設計、また、学校内に屋内プールを設置する可能性も予定しながら、設計を進めていくということを考えているところでございます。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問ございますか。

○委員（日野佳昭君） 五小、九小の両方について、非常電源はどのような施設を造る予定でしょうか。発電機か、それ以外の非常電源なのでしょうか。2点目は、蓄電池を含めたソーラーパネルを設置する予定はあるのでしょうか。3点目は、非常用トイレについては、どのように考えているのか、携帯用のトイレなのか、浄化槽を造りトイレを設置するのか、決まっていたら教えてください。

○学校施設整備担当主幹（曾根邦友君） 非常用発電機につきましては、これまで既存校を含めまして、全ての学校で非常用発電機を整備しておりますので、五小、九小につきましても、非常用発電機は整備する予定でございます。

また、ソーラーパネルにつきましても、本市はゼロカーボンシティの達成ということを目指していますので、学校施設におきましても、積極的に再生可能エネルギーの施設を設置することを考えています。蓄電池につきましても、同様に設置の方向で考えております。

非常用のトイレでございますが、こちらは今後、防災部局との協議にはなっていないかもしれませんが、直近の改築校などでは、マンホールを利用したマンホールトイレを非常用のトイレとして想定しているという事例がございますので、こういったことを参考にしながら、今後、非常用のトイレについても設計していく予定でございます。

○委員（日野佳昭君） 前回の八小や、ほかの学校の基本設計などには載っていましたが、まだこれは最初の段階の基本構想なので、今後、基本設計が進めば、載ってくるものだと思います。ありがとうございました。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問はございますか。

○委員（山下和則君） 九小は目の前が刑務所という少し特殊なところで、このAパターンが刑務所に近いと思います。府中高校が刑務所のすぐ横にあるのですが、金属バットの音が受刑者のストレスになるという理由で、府中高校には野球部がないという話を、過去に聞いたことがあります。例えば、このAパターンの校舎にしたときに、受刑者は少しデリケートなところもあると思いますので、その配慮が必要になってくると思います。意見です。

また、三小みたいな大きいものではないですが、おとぎ山のようなものがあつたかと思えます。それがもし、九小の卒業生たちの思い出があるものであつたら、配慮が必要だと思えました。意見です。

○教育長（酒井 泰君） そのほか、ご質問やご意見は、何かございますでしょうか。よろ

しいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第57号議案「府中市立府中第九小学校改築に伴う基本構想について」、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(酒井 泰君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第58号議案 府中市民球場の使用料の新設に係る条例の改正の申出について

○教育長(酒井 泰君) 続きまして、第58号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

(事務局朗読)

○教育長(酒井 泰君) 説明をお願いします。

○スポーツタウン推進課長補佐(塚本 淳君) それでは、第58号議案「府中市民球場の使用料の新設に係る条例の改正の申出」につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをご覧ください。初めに、1の「趣旨」でございますが、市民球場の機能の充実を図るため整備する屋内練習場につきまして、市民利用に供するに当たり、使用料を新設するものでございます。続きまして、2の「内容」でございますが、屋内練習場につきましては、1塁側及び3塁側の観客席スタンドの下の空間とスペースを活用して新たに当該施設を整備するもので、野球の練習やウォーミングアップ等の場として使用を想定しており、当該練習場の使用料につきましては、市内に居住する者及び市外に居住する者の各区分で、1時間当たりの1室の使用料を記載のとおり設定するものでございます。続きまして、3の「実施日」でございますが、令和8年2月1日をもって実施するものいたします。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長(酒井 泰君) 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員(山下和則君) この施設は、どのような場所なのかということと、以前の使用料について教えてください。

○スポーツタウン推進課長補佐(塚本 淳君) 新たに屋内練習場を整備するこちらのスペースは、現在、備品の保管スペースや当該施設に従事するスタッフのワーキングスペースとなっております。当該既存スペースの有効活用を図るため、新たに施設を整備するものでございます。このため、従前、使用料の設定自体はございませんでした。

○教育長(酒井 泰君) ほかにご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第58号議案「府中市民球場の使用料の新設に係る条例の改正の申出について」、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(酒井 泰君) 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

○学校施設整備担当主幹(曾根邦友君) 申し訳ございませんが、先ほどの改築校の五小、九小の蓄電池に関する答弁について、少々訂正させていただいてよろしいでしょうか。

○教育長(酒井 泰君) どうぞ。

○学校施設整備担当主幹(曾根邦友君) ありがとうございます。先ほど、直近の改築校について全て蓄電池を整備していると申しあげましたが、こちらを訂正させていただきます。

八小と一中は蓄電池がございいますが、その後の改築校である三小と六小は蓄電池を整備しておりませんので、今後の五小と九小につきましても、設計の中で関係部署と協議をしながら検討をしてみたいと考えております。

○委員(日野佳昭君) 三小、六小には、ソーラーパネルはないのでしょうか。

○学校施設整備担当主幹(曾根邦友君) ソーラーパネルはございいますが、電気を溜める蓄電池はございません。

○委員(日野佳昭君) ソーラーパネルの電気はどのように使用しているのでしょうか。

○学校施設整備担当主幹(曾根邦友君) ソーラーパネルの電気は、基本的には昼間に使う電力として使用し、三小と六小では夜間の利用は行っておりません。

○委員(日野佳昭君) ソーラーパネルの電気は、災害時の夜間に、電気、冷房、暖房に使用できることが大事だと思っています。そのため、ソーラーパネルはあるけれど、昼間しか使わないということについて少々疑問があるので、理由を教えてください。

○学校施設課長補佐(大南尚也君) 今回、三小、六小に蓄電池をつけておりませんが、ソーラーパネルの電気は、昼間にはコンセント等に繋いで使いまして、そのほか、夜間の照明や空調等につきましては、発電機で賄います。蓄電池につきましては、価格検討の結果、発電機で賄うものとして、三小、六小の設計をしております。

○委員(日野佳昭君) 今はほとんど中国製のものだと思いますが、今後、日本製の蓄電池もできてくると思っています。かなり機能が高いものができれば、発電機を使わなくても済み、コストの面でも、あるいは炭素を使わないという面でも、大変大事な方向性だと思うので、もう一度検討していただけないでしょうか。

○教育部学校施設整備担当副参事兼学校施設課長(高橋 潤君) 三小と六小の改築事業を行う際に、費用対効果を検証する中で、太陽光パネルを設置して、さらに蓄電池で電気を溜めるよりは、発電機を使用して災害時に発電する方がコスト的に安価であるということで、発電機を採用させていただいたところでございます。しかし、日野委員がおっしゃいますように、技術は日進月歩でございますので、今後、太陽光に係る新しい安価な蓄電池等が出てくれば、当然そういったものが採用されると考えております。今後実施する基本設計や実施設計の中で、しっかり精査してみたいと考えております。

○教育長(酒井 泰君) 一つ確認してよろしいですか。昼間ソーラーパネルで発電した電力は、昼間のうちにその学校の電気として使い切ってしまうのでしょうか。

○教育部学校施設整備担当副参事兼学校施設課長(高橋 潤君) 教育長がご指摘されたとおり、現在約90キロワット強の太陽光パネルを設置しておりますが、その容量ですと昼間で全て使い切ってしまうこととなります。そのため、仮に蓄電池を設置するのであれば、もっと大量の太陽光パネルを設置する必要がございます。

○教育長(酒井 泰君) ほかに何かご質問、ご意見はございますでしょうか。こちらは答弁の補足の説明であり、議案は先ほど議決されましたので、ご了解いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

◇

◎第3次府中市学校教育プラン中間見直し(案)の作成について

○教育長（酒井 泰君） 日程第4、報告・連絡ですが、報告・連絡の（1）を教育総務課、お願いします。

○教育総務課長補佐（浅見公博君） それでは、第3次府中市学校教育プラン中間見直し（案）の作成につきまして、資料1に基づき、ご説明いたします。まず、1の「趣旨」でございますが、教育委員会では、令和4年3月に第3次府中市学校教育プランを策定し、学校・地域・関係機関等と連携し、一体となって子供の育成に取り組んでおります。当該プランについては、急速に変化する社会情勢等に柔軟に対応できるよう、計画期間の後期に向けて見直しを行うこととしていることから、各施策における目標の達成状況等を踏まえ、中間見直し（案）を作成するものです。2の「概要」でございますが、資料を2枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

「第1章 中間見直しの概要」は、1ページから9ページに記載しており、中間見直しの背景、主な変更点、本プラン見直し後の施策の体系図の3つの節で構成しております。「第2章 施策と取組」は、11ページから48ページに記載しており、現行プランと同一の3つの施策ごとに構成しております。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。第1節では、「中間見直しの背景」として、第3次府中市学校教育プランの位置付けや中間見直しを行うことの背景を記載しております。

3ページをご覧ください。こちらは、第3次府中市学校教育プランを策定した後に行った取組などをまとめたもので、学校給食費の公費負担の開始、「はばたき」、「かがやき」の開設、校舎トイレの洋式化の完了などを記載しております。

4ページをご覧ください。第2節の「主な変更点」といたしましては、総合計画後期基本計画との整合を図るため、施策の方向性を、本プラン策定後の社会情勢の変化などを踏まえ、主な取組をそれぞれ変更することを記載しております。

詳細の変更内容をご説明する前に、本プランと総合計画との関係性について、本日机上に配付いたしました資料、第3次府中市学校教育プラン中間見直し（案）に係る変更箇所に基づきご説明しますので、そちらの資料をご覧ください。

第3次府中市学校教育プランでは、基本理念・目指す人間像を定め、本市教育委員会の取組を3つの施策に体系化し、これらの施策の方向性、主な取組を示しております。このうち、赤枠で囲っております「3つの施策」は、第7次府中市総合計画の基本施策5「学校教育の充実に掲げる施策」と一致させており、総合計画後期基本計画において、本施策に変更がなかったことから、今回の中間見直しの対象とはしておりません。青枠で囲っております「施策の方向性」については、第7次府中市総合計画の主要な取組と一致させており、総合計画後期基本計画の主要な取組の見直しに合わせて変更いたします。なお、緑枠で囲っております「主な取組」については、本プランにおいて独自に定めているものであり、現状、課題などを踏まえて変更いたします。

恐れ入りますが、定例会資料1の4ページにお戻りください。まず、1の「施策の方向性」の変更点といたしまして、施策3「子供の学びを支える教育環境の充実」の「施策の方向性」のうち、学校施設の老朽化への対応を、学校規模・配置の適正化を踏まえた学校施設の改築・長寿命化へ変更などをしてしております。続きまして、2の「主な取組」の変更点として、施策1の「社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成」では、1—1について、

いわゆる学力の重要な三要素を踏まえ、思考力などの伸長に向けた取組に関する表記の追加などを行っております。

5ページに移りまして、施策2の「学びの機会を保障するための支援の充実」では、不登校児童・生徒に対する重層的な支援を主な取組として追加などを行っております。施策3の「子供の学びを支える教育環境の充実」では、学校規模・配置の適正化を「主な取組」として追加するほか、既存の「主な取組」の統合などを行っております。

6ページをご覧ください。3「その他の変更点」といたしましては、総合計画後期基本計画で新たに「主要な取組」に加わったICT機器の活用につきまして、本プランでは、3つの施策ごとに6「ICT機器の活用」として、各施策の視点から、どのようにICT機器を活用すべきか記載することとしています。また、各施策の成果指標につきましては、総合計画の指標とおおむね連動していますので、総合計画後期基本計画の指標を更新することに伴い、成果指標につきましても変更する旨を定めております。

8ページ、9ページをご覧ください。こちらは、本プラン見直し後の施策の体系図をお示ししたものとなります。続きまして、11ページをご覧ください。11ページから48ページは、「第2章 施策と取組」といたしまして、見直しを行った施策の内容について、施策ごとに、目指す姿、現状と課題、施策の方向性と主な取組、成果指標、地域・家庭・関係機関との連携、ICT機器の活用の順に記載をしております。主な変更点について、施策ごとにご説明いたします。

12ページをご覧ください。こちらのページから32ページまでが、施策1「社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成」についてとなります。

恐れ入りますが、22ページをご覧ください。「施策の方向性」の1「学習指導等の充実」においては、「主な取組」の1-1の名称を「知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の伸長に向けた取組の推進」に変更すること、23ページに移りまして、具体的な取組として「共生社会の実現に向けた教育の推進」を新たに追加し、東京2020オリンピック・パラリンピック開催などを契機とした手話に関する取組等を通して、他者を尊重する態度を育成することを定めております。

26ページに移りまして、「主な取組」1-4において、「幼保小連携の推進」を新たに追加し、小学校教育への円滑な接続を図るためにスタートカリキュラムの充実に取り組むことなどを定めております。

27ページに移りまして、「施策の方向性」の2「特別支援教育の充実」では、「主な取組」2-1について、現行は区分がございませんでしたが、「学習環境の整備」と「校内支援体制の充実」に区分して定めております。

31ページに移りまして、4「成果指標」でございますが、新たに「通常の学級における学校生活支援シート作成率」を追加するとともに、現行の「個々の実態に即した指導内容・方法の工夫改善の実施率」を削っております。

32ページに移りまして、6として「ICT機器の活用」を追加し、デジタル学習ドリルの良さを最大限に生かし、一人一人が自らの進度に合わせて学習できる個別最適な学びを充実させることなどを定めております。

33ページをご覧ください。こちらのページから40ページまでが、施策2「学びの機会

を保障するための支援の充実」についてとなります。

36ページをご覧ください。「施策の方向性」の1「教育相談・教育支援」では、「主な取組」の1-3として、「不登校児童・生徒に対する重層的な支援」を新たに設け、全ての市立小・中学校に設置している「サポートルーム」、学びの多様化学校「かがやき」など、不登校の児童・生徒が個々の状況に応じて、安心して過ごせる場所で適切な支援を受けられる体制を確立していくことなどを定めております。

39ページに移りまして、4「成果指標」でございますが、現行の「不登校児童・生徒の出現率」を削り、新たに「登校状況に回復傾向がみられた不登校児童・生徒の割合」を追加するとともに、現行の「不登校児童・生徒の相談率」について、「学校内外の機関等で専門的な相談等を行った者」に、「教職員に週1回程度以上の相談等を行った者」を加えた割合に変更をしております。

40ページに移りまして、6として「ICT機器の活用」を追加し、端末を活用した「心の健康観察」で心の健康状態を可視できるため、学級担任等が児童・子供の気持ちの変化に気づきやすくなることなどを記載しております。

41ページをご覧ください。こちらのページから48ページまでが、施策3「子供の学びを支える教育環境の充実」についてとなります。

44ページをご覧ください。「施策の方向性」の1「学校規模・配置の適正化を踏まえた学校施設の改築・長寿命化」では、「主な取組」の1-1として、「学校規模・配置の適正化」を新たに設け、統合検討校に関して、保護者や地域住民等との協議などを通じて、具体的な検討を進めることなどを定めるとともに、「主な取組」の1-2「校舎等の改築」について、従来は区分がございましたが、「多様な学習活動に対応できる環境」、「誰もが利用しやすい環境」、「地域コミュニティの拠点」の3つに区分して定めております。

45ページに移りまして、「施策の方向性」の2「学校施設の大規模改修」では、「主な取組」の2-2を「短期間で実施する大規模改修」に変更し、体育館及び屋外のトイレの改修やLED照明の計画的な更新について定めております。

48ページに移りまして、4「成果指標」でございますが、現行の成果指標につきましては、目標値を達成していることから、「校内の全てのトイレを洋式化した学校の割合」に変更するとともに、新たに「校内の全ての照明器具をLED化した学校の割合」と「学校給食で地場産食材を使用した日数の割合」を追加しております。また、6として「ICT機器の活用」を追加し、「ふちゅう電子図書館」を活用することで、学習意欲の向上や知識の習得につなげることなどを定めております。

最後となりますが、本中間見直しにつきましては、本年11月18日から12月17日までの間でパブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からのご意見を反映した計画として取りまとめていく予定でございます。以上でございます。

○教育長（酒井 泰君） それでは、何かご質問、ご意見はございますか。

○委員（日野佳昭君） 5ページの施策2「学びの機会を保障するための支援の充実」の見直し後に「等」と記載があります。「奨学金制度等の実施」、「定期健康診断等の実施」の「等」は何を示しているのか教えてください。

○教育総務課長補佐（浅見公博君） 奨学金につきましては、奨学金事業として、給付・貸

付けともに府中市で実施しておりますが、38ページの2行目あたりに記載のとおり、本年度より試行的に奨学金等返済サポート事業、奨学金を返済されている方に向けた支援事業を新たに実施しております。本支援事業は、奨学金制度ではございませんので、「等」と入れさせていただいて、このサポート事業の給付を含ませていただいているところでございます。

定期健康診断等につきましては、38ページの「主な取組」の中で説明がございましたけれども、従来行っている定期健康診断のほか、各種検診も通じて、疾病の早期発見や健康づくりの推進に努めるという部分も全て羅列すると長くなってしまいますので、「等」の中に入らせていただいております。

○教育長（酒井 泰君） よろしいでしょうか。ご意見はございますか。

○委員（日野佳昭君） 意見が2点あります。13ページで「学力の現状」として、C、D層は減少を目指すということを目指しています。ここ5年ぐらい毎年記載があるかと思いますが、なかなか上昇しません。私も反省しており、個人的にはこのようにしたらどうか等、いろいろと考えていますが、下位層の減少は難しいと感じています。

それから、もう1点は、幼保小連携と小・中連携についてです。学校生活支援シートやかけはしシートというものを最近使用するようになって、非常に役に立っていると聞いております。ですから、「はばたき」や福祉保健部等、いろいろなところと連携して、幼保小中高との連携をぜひ目標にさせていただきたいと思います。切れ目ない支援は、教育委員会の目標でありますので、幼保小、小中と分けるのではなく、幼保小中高まで入れていただくとよいと思います。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（田中亜衣子君） 教育プランは長期間のものになりますので、大変なボリュームになるかと思えます。これを見直す際に、市民、一般的な保護者が、自分が意識しているところがどうなっているだろうかと見たとき、語句の一致ということが非常に大事だと実感しております。日頃からこのことを考えていると、だんだん変わってきた語句の変化や、長期間の中で、都や国の推奨により変更があったこと等、ずっと接している人間には分かるのですが、このようなプランの変更時や、パブリックコメントを得るときといった、そのときだけ見る人にとっては、語句が一致していないということが、非常に混乱を招いていると思います。語句の一致については、デリケートな配慮をお願いしたいと思っております。

質問ですが、1人1台端末の更新についてです。最初に配付されたときには、保護者は全く心配していないところで、行政側で気づいて配慮いただいているところなのですが、現在、どのような状況でしょうか。

○教育長（酒井 泰君） 最初のご意見ですので、端末のことについてお願いいたします。

○指導室長補佐（石渡通暁君） 1人1台端末につきましては、約1万9,000台、2万台弱が配付されております。そのリースが5年間契約になっておりますので、今年度の2月末をもって、現行機はリース切れになります。次は、同じGoogleのOSを使ったものになります。今使っているものにつきましては、府中市単独で調達をした端末になりまして、各地区によって使っているものが異なります。ただ、次のNEXT GIGAと言われるものの更新に当たっては、国が都道府県単位での共同調達を求めておりまして、iPadを使うところや、Chromebookを使うところ等、様々あったのですが、本市としてはCh

romebookを使う予定です。

また、国の指針としては、共同調達を求めつつ、タッチペンを必須としないということがありますので、今回の調達に当たってはタッチペンもつきます。ですので、今までであればキーボードがあり、また、触れる機種もありましたが、書くということ自体はなかなかできませんでした。3月以降は、書くことも視野に入れたDynaBookという端末が配付され、少し端末自体のサイズも小さくなります。今までは、コンバーチブル型という一般的なノートパソコンで、キーボードとタブレットがくっついているものでしたが、今後はデタッチャブルとあって、キーボードとタブレットを離したり、くっつけたりすることもできるということで、持ち運びがしやすくなります。例えば、教室外で何か手に持ちながら書くという作業も、比較的スムーズになっていくかと考えております。

大きさが変わって、デタッチャブル型に変わる、調達の方法も変わってタッチペンがつくということが大きな特徴でございます。デジタルドリルにつきましても、今年度末をもって5年間の利用が終わりますので、次のデジタルドリルについても今の製品がいいのかどうかということについて、慎重に予算編成を進めながら検討しているところでございます。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の（1）について了承いたします。



◎第30回学校施設老朽化対策特別委員会開催報告について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（2）を学校施設課お願いします。

○学校施設課長補佐（大南尚也君） それでは、「第30回学校施設老朽化対策特別委員会開催報告について」、お手元の資料に基づき、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、教育委員会定例会資料2をご覧ください。1の「議会名」、2の「日時」、3の「場所」につきましては記載のとおりでございます。次に、4の「内容」につきまして、前回の特別委員会開催日以降の状況として、（1）で改築実施校に係る動きとして第二期改築実施校改築事業の状況、（2）で第三期改築実施校改築事業の流れ及び設計者選定の概要、（3）で新たな学校づくりに係る取組、（4）で府中市立小・中学校のプール整備方針（案）の作成について報告しております。また、（5）として、学校施設老朽化対策特別委員会における主な意見・要望をまとめております。

初めに、（1）改築実施校に係る動きの、ア第二期改築実施校改築事業の状況のうち、（ア）の市立府中第三小学校でございますが、旧校舎及び旧体育館の解体工事を本年11月に完了するよう進めていること、また、本年10月から令和8年6月までの間で、解体後の敷地に係る埋蔵文化財発掘調査を実施し、調査完了後に校庭の整備を行う予定であることを報告しております。次に（イ）の市立府中第六小学校でございますが、当初のスケジュールどおりに、本年7月末に仮設校舎の解体が完了し、同年8月から旧体育館及びプール等の解体工事を進めていることを報告しております。（1）改築実施校に係る動きにつきましては、以上でございます。続きまして、（2）の第三期改築実施校改築事業の流れ及び設計者選定の概要につきまして、恐れ入りますが別紙1をご覧ください。まず、1の「改築事業の流れ」でございますが、表でお示ししておりますとおり、令和7年度に基本構想を策定した上

で、令和8年度にかけて基本計画を策定します。その後、同年度中の基本設計を経て、令和9年度に実施設計を行う予定としております。各区分の詳細につきましては、表の右側でございます「内容」に記載のとおりでございます。なお、基本構想につきましては、先ほど第56号議案及び第57号議案において、ご審議いただいたものでございます。

次に、2の「設計者選定の概要」でございますが、(1)の選定方法は公募型プロポーザル方式とし、(2)の契約内容は府中第五小学校及び府中第九小学校の各学校の基本計画、基本設計及び実施設計を一括で発注し、(3)の契約期間は令和8年1月上旬から令和10年3月上旬を予定しております。(4)の設計者選定に係る今後の予定でございますが、本年10月上旬から公告を開始し、同年10月下旬を目途に参加表明期限及び一次審査、同年12月上旬の二次審査を経て、令和8年1月上旬に契約する予定でございます。(5)の審査及び選定の流れでございますが、応募者から提出された書類による一次審査を経て、一次審査通過者による配置方針等の提案書に関わるプレゼンテーションによる二次審査を行い、第1受注候補者及び第2受注候補者を選定します。なお、これまでの改築校の設計者選定においては、外部有識者で構成する選定委員会での二次審査を行っていたところですが、一定のノウハウが蓄積されていることから、関係部署の管理職等で構成する選定委員会による二次審査へ変更いたしました。(2)の第三期改築実施校改築事業の流れ及び設計者選定の概要につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、教育委員会定例会資料にお戻りください。続きまして、(3)の新たな学校づくりに係る取組のア市立府中第七小学校・市立武蔵台小学校保護者向け説明会でございますが、統合検討校である府中第七小学校及び武蔵台小学校の保護者への周知を目的として、説明会を開催いたしました。(ア)の開催日時、場所及び参加人数でございますが、日時、場所は記載のとおりで、参加人数につきましては、七小23人、武蔵台小47人の合計70人の方にご参加いただきました。続きまして、(イ)の説明会の動画配信でございますが、対面での説明会開催後、さらなる周知を図るため、説明会の資料を用いて説明動画を作成し、両校の保護者向けに配信を行いました。

2ページに移りまして、aの配信期間でございますが、本年7月23日から8月13日までの22日間で配信いたしました。bの視聴回数は179回です。次に、(ウ)のアンケートの結果でございますが、2項目でございます。初めに、a学校の規模を標準規模校とする必要性についてですが、「理解できた」及び「おおむね理解できた」を合わせて90.6%の方から、必要性について肯定的な回答をいただきました。2つ目のb学校を統合することについてですが、「実施すべき」及び「できれば実施したほうがよい」を合わせて69.6%の方から、実施について肯定的な回答をいただきました。(エ)説明会及びアンケートにおける主な意見等でございますが、「説明会」の質疑応答時の意見につきましては、記載のとおり様々なお意見をいただいております、通学距離や防犯上の危険が広がることを心配するご意見や、統合場所を示して議論してほしい、武蔵台小西側の武蔵台公園や少年野球場なども含めた一体的な開発をしてほしいなどのご意見をいただいております。一方で、「統合すれば、統合校の児童は全員同じ中学校に進学することになるのでよい」「すぐにでも統合してほしい」といった、計画に肯定的なご意見もございました。アンケートでの自由記述の意見につきましても、記載のとおり様々なお意見をいただいております、自転車通学など徒歩以外の通学

手段も検討してほしい、学校統合をせずにそれぞれの学校で改築事業をしてほしいなどのご意見をいただいているところです。一方で、「教育面から統合には賛成です」「通学距離が心配だったが考えてくれているようで安心した」といった、肯定的なご意見もございました。

3ページに移りまして、次にイの新たな学校づくりニュースの発行につきまして、恐れ入りますが、参考1をご覧ください。こちらは、新たな学校づくりニュースとして、学校施設改築・長寿命化改修計画等の策定やこれまでの説明会の開催状況等を多くの皆様にお伝えするため作成したもので、ホームページで公開しております。また、各種SNSやメール配信システムを活用して周知したほか、統合検討校である七小、武蔵台小及び七中、十中の学区域を含んだ地域での自治会回覧を実施いたしました。恐れ入りますが、教育委員会定例会資料の3ページへお戻りください。次に、ウの地域意見交換会についてでございますが、

(ア)の開催日時、場所及び来場者数につきましては、武蔵台文化センター1階ロビーにおいて開催し、日時は記載のとおりです。本意見交換会は、説明会形式ではなく、オープンハウス形式で市職員が常駐して地域の皆様と対話しながら意見を伺う形で実施し、6日間合計で67人の方にご来場いただきました。期間中は作成した説明動画をご覧いただいたり、職員と対話しながらの意見交換により様々なご意見をいただきました。次に、(イ)の主な意見等といたしましては、aからfまでに記載のとおり、統合に向けて前向きなご意見を多くいただいております。

恐れ入りますが、参考2をご覧ください。こちらは、本意見交換会を開催するにあたり作成した開催のお知らせで、本年8月上旬に武蔵台、北山町、西原町へお住いの約6,500世帯の皆様へ全戸配布したほか、同年8月15日号の広報に記事を掲載し、周知を図っております。(3)の新たな学校づくりに係る取組につきましては、以上でございます。続きまして、(4)の府中市立小・中学校のプール整備方針(案)の作成についてでございますが、本年8月7日に開催されました教育委員会臨時会においてご説明いたしました方針(案)について報告しております。内容につきましては同様となり、先ほど第55号議案において、ご審議いただきましたので、本日は省略させていただきます。

続きまして、(5)学校施設老朽化対策特別委員会での主な意見・要望につきまして、ご説明いたします。恐れ入りますが、別紙2をご覧ください。初めに、表中1の改築実施校に係る動きに関することにつきましては、地域団体の既存倉庫等への配慮や三小前の歩道に関することなどのご意見をいただいております。次に、2の「第三期改築実施校改築事業の流れ及び設計者選定の概要に関すること」につきましては、設計者選定の公表に関することや、できるだけ早く工事に着工できるよう検討してほしいといったご意見をいただいております。次に、3の「新たな学校づくりに係る取組に関すること」につきましては、様々なカテゴリーに対する説明会の実施に関することや、反対意見はしっかりと受け止めた上で、進めることは進めてほしい、といったご意見をいただいております。次に、4の「府中市立小・中学校のプール整備方針(案)の作成に関すること」につきましては、着衣水泳に関することや、ほかの施設の活用等に関するご意見をいただいております。以上でございます。

○教育長(酒井 泰君) 何かご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の(2)について了承いたします。



◎第5次府中市特別支援教育推進計画（案）の作成について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（3）を指導室、お願いいたします。

○統括指導主事（鈴木 篤君） それでは、「第5次府中市特別支援教育推進計画（案）の作成について」、ご説明いたします。

初めに、1の「趣旨」ですが、本市では障害の有無に関わらず、児童・生徒が共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して、令和5年1月に策定した第4次府中市特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育に係る各種取組を進めてきましたが、当該計画の計画期間が令和7年度をもって終了いたします。

このことに伴い、引き続き共生社会の実現を目指すため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第5次府中市特別支援教育推進計画（案）を作成するものです。

2の「概要」でございますが、1枚めくっていただきまして、第5次府中市特別支援教育推進計画（案）に基づきご説明いたします。目次をめくっていただき、1ページをお願いいたします。1ページから8ページにかけて、「第1章 第5次府中市特別支援教育推進計画の概要」を示しております。2ページをお願いいたします。1「第5次推進計画策定の背景」を、4ページまで記載しております。ここでは、第4次推進計画の策定後の特別支援教育に関わる国や東京都の動きとして、第4期教育振興基本計画、東京都教育施策大綱等を記載し、4ページには東京2025デフリンピックの開催などを示しております。4ページ下段からは、第5次推進計画の目的等、基本的な考え方、基本理念を示しております。6ページには、推進計画の体系を、8ページにはライフステージにおける支援の連続性のイメージ図を示しております。

続いて、9ページから15ページにかけては、「第2章 府中市の特別支援教育の現状」を示しております。10ページをお願いいたします。1「第4次府中市特別支援教育推進計画の主な成果と課題について」を15ページまで記載しています。ここでは、第4次推進計画で示された方向性Ⅰから方向性Ⅲの取組について、その成果と課題を示しています。第4次推進計画の内容に基づく取組については、おおむね順調に進んでいるものと捉えておりますが、支援を必要とする児童・生徒の増加傾向や、それに伴う学校の校内体制や指導の充実の必要性、幼保小中の切れ目ない支援の推進、子供たちの多様な学びの場の整備など、特別支援教育を一層充実していくための課題はまだあると考えております。また、特別支援教育においては、一人一人に応じた指導・支援とタブレット端末の活用は、親和性が高いと考えておりますけれども、児童・生徒のタブレット端末の活用も進んできている中で、ICT等を効果的に活用していくことも課題の一つと考えております。

15ページから17ページにかけては、「府中市の特別支援教育の現状」を掲載しています。続いて、18ページから26ページには、第1章、第2章を踏まえ、第3章「特別支援教育推進施策の方向性と取組」としまして、各種取組を示しております。

19ページをお願いします。ここからは、「方向性Ⅰ 小・中学校における特別支援教育の充実」として、校内支援体制の充実、共生社会の実現に向けた取組の充実、教職員等の特別支援教育に関する専門性の向上など、5つの取組を示しております。24ページからは、「方向性Ⅱ 全ての子供の学びを支える環境の整備」として、ライフステージにおける連続性のある支援や、就学相談・教育相談などの相談機能の充実、医療的ケア児への支援の充実

など、4つの取組を示しております。26ページは、「方向性Ⅲ 保護者、地域及び関係機関との連携」として、理解促進に向けた取組の充実や子ども発達支援センター等の関係機関との連携の3つの取組を示しております。27ページから31ページは、「第4章 参考資料」としてしております。恐れ入りますが、先頭の定例会資料にお戻りください。最後に、3の「今後の予定」といたしましては、本年11月18日から12月17日までの期間でパブリックコメント手続を実施し、市民からの意見等を反映させた計画として取りまとめてまいります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） それでは、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（日野佳昭君） 3ページ、(4)の第4期教育振興基本計画と(5)の東京都教育ビジョン（第5次）についてです。府中市特別支援教育協議会から示された「特別支援教育推進計画（案）」の時点では、(4)に「持続可能な社会の創り手の育成や日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとし、16の目標と基本施策、指標が示されています」と記載がありました。この基本計画の中で特別支援教育をどうしていくかという話だと思しますので、抜いてよかったのか、抜くことで分かりにくくなっていないか気になっています。

(5)につきましても、「本ビジョンでは、東京都が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り開く力の育成」「誰一人残さないきめ細やかな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の三本柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と、30の「今後の5か年の施策展開の方向性」が示されています」という記載があったと思います。やはり、「東京都教育ビジョン（第5次）」の中の特別支援教育の話なので、個人的には分かりやすい文章だと思っていました。なぜこの文章が抜けたのか、説明していただけますでしょうか。

○統括指導主事（鈴木 篤君） ご指摘の部分につきましては、素案から案に落とし込み、庁議とパブリックコメントの手続に進んでいく中で、庁内の文書審査において、今回の計画が特別支援教育推進計画であるということから、特別支援教育の内容に絞って記載するほうがよいのではないかという指摘があり、修正をしたものでございます。

○指導室長補佐（石渡通暁君） 内部的な手続もございますが、大元にあります東京都特別支援教育推進計画（第2期）の中でも、共生社会の話や、一人一人の尊厳ということは、当然、最大限尊重していくということは前提にしております。ウェルビーイングや、誰一人残さないという表現につきましては、確かに重要な表現ではありますが、今後、パブリックコメントをしていく中で、市民の方にとってこれが何の計画なのかということが少し曖昧になってしまっているのではないかと、要点を絞っていったところでございます。

ただ、繰り返しになりますが、この「東京都教育ビジョン（第5次）」の中でも書いてある部分につきましては、東京都の特別支援教育推進計画の中でも、全く同じ言葉は使われていないですが、当然念頭に置きながら、理念は反映した上で内容もまとまっております。これらをまとめて考えると、もともと東京都の教育ビジョンの中で書かれていたことも、念頭に置きながらの記載になっていると認識しております。

○委員（日野佳昭君） 意見です。やはり大事なことについては、書いてあるから理解してくださいでは、少し説明不足だと思います。初めに概要を示す文章ですから、わかりやす

くなっていないと少し不親切だと感じました。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかに何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この件に関しましては、日野委員が懸念されている部分のご指摘も十分踏まえ、今後の手続に進んでいくということで、了承してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） では、そのようにさせていただきます。報告・連絡の（３）について、附帯条件はつきますが、了承することといたします。



◎令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（４）を指導室、お願いいたします。

○教育指導担当主幹（佐藤 公君） 「令和7年度全国学力学習状況調査の結果について」、資料4に基づきご報告いたします。1ページ、2ページには、令和7年度の全国学力学習状況調査について調査の概要、公表の内容、教育委員会の取組について記載しております。3ページから最終ページまでは、小学校及び中学校ごとの国語、算数、数学、理科の調査結果及び主な設問別の結果等を記載しております。

それでは、資料3ページをご覧ください。小学校の国語の平均正答率は、都と同様であり、全国を上回っております。設問別に見ますと、国語においては、例えば、問の2の3、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することについて、都や全国の平均正答率を上回っております。問の3の3（1）目的に応じて文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見つけることについて、問題の平均正答率は、全国は上回っておりますが、都を下回っており、こちらについては無回答率も高くなっております。

3ページ下段の「質問紙調査から分かったこと」にあります国語の授業において、目的に応じて説明的な文章を読み、文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見つけている児童の平均正答率は、高い傾向にあります。文章の中から必要な情報を取捨選択したり、整理したり再構成したりすることが重要であることから、日々の授業においては複数の資料を結びつけて読む活動を設定し、それぞれの資料がどのような関係があるのかを考えながら読む指導を行っていく、そういった授業改善が必要であると考えています。

続きまして、資料4ページをご覧ください。小学校算数の平均正答率は全国を上回っておりますが、都より2ポイント低くなっております。設問別に見ますと、変化と関係、データの活用については、問の4の1のように、都及び全国よりも平均正答率が高くなっております。数と計算について、問の3の（2）小数や分数の計算の仕方について統合的・発展的に考察することや、問の3の（3）分数を単位分数のいくつ分と捉えて数直線上に表すことについては、全国よりは高く、都よりも低くなっております。

4ページ下段の質問紙調査において、算数の授業においてどのように考えたのかについて説明する活動をよく行っている児童の平均正答率は高い傾向にあることから、授業においては、数の表し方の仕組みや数を構成する単位に着目することが大切であり、言葉や図・表、式などを関連づけながら表現できるようにする指導の充実が必要であると考えております。

続きまして、資料5ページをご覧ください。小学校理科の平均正答率は、都と同様であり、全国を上回っております。設問別の結果を見ますと、問の1（3）について、結果や問題に

対するまとめを基に、他の条件での結果を予想して表現することについて、都や全国の平均正答率を上回っています。問の2（2）電気の回路のつくり方について、実験の方法を発想し表現することや、問の4（1）問題を解決するための観察・実験の方法が適切であったかを検討し、表現することについて、平均正答率は全国よりは高く、都と同様、または都より低くなっております。

5ページ下段にあります質問紙調査において、自然の中や日常生活、理科の授業について、理科に関する疑問を持ったり、問題を見出したりしている児童や、観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えている児童の平均正答率が高い傾向にあることから、日々の授業においては、児童が解決したい問題を見出して、明確な目的を設定し、設定した目的が達成できているかを振り返り、修正するといった活動の充実を図ることで、学んだことの意義や意味を実感できるようにすることが重要であると考えております。

資料の6ページをご覧ください。中学校において、国語の平均正答率は、都及び国よりも高くなっております。設問別の結果を見ますと、国語では都及び全国の平均正答率よりも低い設問はありませんでしたが、例えば問1四のように、自分の考えが伝わる文章になるように根拠を明確にして書くことや、問4二のように読み手の立場に立って語句の用法、叙述の仕方などを確かめて文章を整えることについて、他の設問と比べて平均正答率は低く、無回答率も高くなっております。国語の授業では、文章を書いた後に読み手の立場に立って読み直し、語句の選び方や使い方、文や段落の長さ、語順などが適切かどうかを確かめて文章を整えている生徒ほど、平均正答率が高い傾向であることから、授業においては、書いた文章を推こうする際に伝えようとするのが伝わるように、読み手の立場に立って語句の用法、叙述の仕方などを確かめて文章を整えることができるように指導することが必要であると考えております。

続きまして、資料7ページをご覧ください。数学の平均正答率は、都及び全国よりも高くなっております。中学校国語と同様に、ほとんどの設問において都及び全国より平均正答率は高くなっておりますが、問9（2）のように統合的、発展的に考え、条件を変えた場合について証明を評価、改善することや、問9（3）のようにある事柄が成り立つことを構想に基づいて証明することは、他の設問と比べて平均正答率が低く、無回答率も高くなっております。小学校と同様に、どのように考えたのかについて言葉や式、図、表などを用いて表現することが重要であり、日々の授業においては、証明したことを基に条件を変えた場合の証明について考察する場面を設定し、証明の過程を数学的に表現することができる指導の充実を図ることが必要であると考えております。

続きまして、資料8ページをご覧ください。令和7年度より、中学校理科の調査がCBT方式、いわゆるタブレット端末を用いて実施する調査方法となり、結果がIRT、項目反応理論に基づいて示されることとなりました。IRTとは国際的な学力調査、PISAやTIMSSなど、英語資格検定試験、TOEICやTOEFLなどで採用されているテスト理論です。この理論を使うと、異なる問題から構成される試験・調査の結果を同じ尺度で比較することができます。また、IRTスコアとは問題の難易度を考慮して算出された生徒の理解度を示す値であり、500を基準としております。中学校理科は都及び全国と比べて、このIRTの平均スコアが高く、生徒間の学力差を示す標準偏差が小さいことから、都及び全国と

比べて全体的に学力が高く、生徒間の学力差が小さい傾向があります。

設問別の結果を見ますと、問1（6）探求から生じた新たな疑問や、身近な生活との関連などに着目した振り返りを表現することについて、平均正答率は高くなっております。また、問1（1）の回路の電圧と抵抗や熱量に関する知識を身につけることや、問3（1）仮説を立てて科学的に探求する学習場面において、必修の知識及び技能を活用して、仮説が正しい場合の結果を予想することについては、平均正答率は都及び全国より低くなっております。理科の授業で学習した知識を普段の生活の中で活用できている生徒ほど、平均IRTスコアが高い傾向にあることから、授業ではこれまで学習した知識と新たな知識を関連付けるなど、知識の概念的な理解を深める学習場面を設定することが考えられます。また、その際には、身近な生活と関連を持たせながら、生徒の興味関心を持たせ、主体的に問題発見、問題解決に取り組むことができるような指導の充実を図ることが必要であると考えております。

資料の9ページには、各教科の四分位による各層の割合を示しております。四分位による各層の割合では、A層、B層の割合が都や全国より高く、特に小学校理科、中学校国語、数学、理科では、A層の割合が都及び全国の平均を大きく上回っており、応用的な力まで発揮できる児童・生徒が多い傾向があります。一方、都の平均正答率より低かった小学校算数におきましては、D層の割合が都より高くなっており、基礎的な内容の理解や定着に課題がある児童もみられます。今後は、上位層の力をさらに伸ばしていくとともに、下位層への個に応じた指導及び支援を一層充実させ、全体の学力の向上を図ることが重要であると考えております。

資料の10ページから14ページまでは、児童・生徒の質問紙調査についての分析結果、資料15ページには学校質問紙調査の分析結果を掲載しております。10ページでは、授業で学習の進め方を工夫している児童・生徒や、学んだことを振り返り、次の学習に結びつけて考えたり、活かしたりするなどしていた児童・生徒の平均正答率が高い傾向にあります。授業においては、児童・生徒が主体的に目標や課題を発見し、学習の見通しを立てて実践したり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫することで、主体的な学びの質が高まることが重要であると考えております。

12ページには、ICTを活用した学習について、ICTの活用には自信があると回答した児童・生徒の平均正答率も高い傾向にあります。引き続き、タブレット端末等のICT機器の効果的な活用を推進することで、児童・生徒の学力向上を図っていきたくと考えています。

続きまして、13ページには、自分にはよいところがある、自分と違う意見について考えることは楽しいという、いわゆるウェルビーイングに関する質問がありますが、こちらに対して肯定的に回答している児童・生徒の平均正答率は高い傾向にあります。

府中市立小・中学校の教育課程編成に向けたグランドデザインで示している4つの視点、「発見すること」、「対話すること」、「決定すること」、「表現すること」を重視して授業改善を推進し、児童・生徒が主体となる授業を実施することで自己決定や自己実現を促し、ウェルビーイングの向上を図っていく必要があると考えております。

14ページ、家庭学習について、学校の授業時間外に勉強を全くしないと回答した児童・生徒の平均正答率は低い傾向にあります。今後も家庭と連携を図りながら、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど、家庭学習を視野に入れた指導を行うと

ともに、これを踏まえた予習・復習など、家庭での学習課題を適切に課すなどして学校や地域、保護者に対し、家庭学習の重要性について周知、啓発してまいります。

本調査結果に基づく教育委員会の取組について、5点ご説明いたします。恐縮ですが、資料2ページにお戻りください。まず1点目、小学校、中学校別に分析のための資料を配付し、各校での結果分析、課題把握、改善策の検討等を推進していきます。

2点目は、府中市立小・中学校の教育課程編成に向けたグランドデザインについて、4つの視点を重視した教育活動の充実を一層図っていくため、学力向上プロジェクトチームにおいて、府中市の課題に応じた指導報告等に関する資料を作成し、教員の授業改善を図ってまいります。また、教務主任会や府中市教育研究会とも連携し、各教科等の研修会を充実させ、教員同士が学び合う気運を醸成し、教員の指導力向上を図ってまいります。

3点目、デジタル教科書や学習支援ツール等を効果的に活用したICT活用事例の収集及び共有や教員のICTを活用した指導力の向上を図る研修の充実。また、児童・生徒が日常的にICTを活用できる環境整備、ICTを効果的に取り入れた授業実践を推進し、情報を教育担当者と連絡会や研究主任会、教務主任会等で共有・発信していきます。

4点目は、家庭との連携を図りながら、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど、家庭学習を視野に入れた指導を推進し、学校や地域保護者に対し、家庭学習の必要性について周知・啓発していきます。

最後、5点目は、研究主任会において各学校の校内研究を推進していく上での課題等について、協議検討及び情報公開や市内研究推進校等の取組発表を行っていくとともに、研究協議の在り方や研究主題、研究仮説の設定等に関する講義を通して、教員の指導力向上を図り、児童生徒の資質能力の向上につなげてまいります。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（日野佳昭君） 意見が3点あります。1点目は、読書についてです。学校訪問の際、校長先生から無解答率が全国より高いことを課題と捉えているというお話を伺うことがありました。また、3ページでは、必要な情報を見付ける力が、全国より高いことがわかります。4ページでは、「教科に関する調査から分かったこと」で、「小数や分数の仕組みや意味を考える力は、理解の深まりに課題が見られる」とあります。「質問紙調査から分かったこと」には、「説明する活動をよく行っていますか」について、「肯定的な回答をしている児童ほど平均正答率が高い傾向がある」とあります。それから、6ページでも「教科に関する調査から分かったこと」で、「書くこと」において、文章を論理的に構成したり、読み手に配慮して推こうしたりする力が十分に定着していない傾向がある」とあります。7ページの「質問紙調査から分かったこと」では、「数学の授業で、どのように考えたのかについて説明する活動を行っていますか」について、「肯定的な回答をしている生徒ほど平均正答率が高い傾向にある」とあります。読書に重点を置いている学校もすでにいくつかありますが、僕は読書が一番大事だと考えています。やはり、たくさん読んで、推こうして、その感想文を書くということが、今読み上げたことにつながると考えています。読書を推奨することは、学力向上につながると思います。

2点目は、府中の子供たちがICTをよく活用している、また、自己肯定感を持っている

子が多いという結果についてですが、これはとても嬉しい回答でした。

3点目ですが、学習は習慣だと思えます。勉強する習慣があれば、学習時間は少しずつ伸びていくので、家庭学習の時間が増えていくとよいと思っています。しかし一方で、平日に2、3時間以上の家庭学習を行っている子もいるようなので、驚いています。ただ、土日の学習時間が少ない点については、やや懸念もあります。

○教育長（酒井 泰君） ご指摘いただいたことと、ご意見も参考にさせていただければと思います。ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の（4）について了承いたします。



◎東京都指定有形文化財（建造物）内藤家住宅保存活用計画（案）の作成について

○教育長（酒井 泰君） それでは続きまして、報告・連絡の（5）をふるさと文化財課、お願いいたします。

○文化資源活用担当副主幹（藤原裕司君） それでは、「東京都指定有形文化財（建造物）内藤家住宅保存活用計画案の作成について」、ご説明をいたします。

初めに、1の「趣旨」でございますが、令和5年3月に東京都有形文化財に指定された内藤家住宅は、江戸時代後期の建造物等が良好に保存されてきた都内でも貴重な文化財です。本市では、その文化的・歴史的価値を将来にわたって長く維持するために、保存だけではなく活用も重視した検討を進めてまいりました。この検討結果を踏まえ、内藤家住宅の文化財的価値についての理解と考え方を示すとともに、活用方針を明らかにするため、「東京都指定有形文化財（建造物）内藤家住宅保存活用計画（案）」（以下「保存活用計画」といいます。）を作成するものです。

なお、保存活用計画案の作成に当たりましては、令和6年9月30日に教育委員会から文化財保護審議会に対し、内藤家住宅の保存と活用について諮問し、本年9月30日に当該審議会から答申書をご提出いただきましたので、その答申書の内容を反映し、東京都教育委員会の指導に基づいて作成したものでございます。以下、別紙の保存活用計画（案）の本文のご説明をいたします。初めに、計画案のご説明に入る前に、内藤家住宅のご説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただき、32ページをお願いいたします。こちらの図は、上が北で、方位の記号のところに旧甲州街道がございます。内藤家住宅は美好町3丁目20番地、JR・京王線の分倍河原駅から徒歩10分ほどの場所にあります。オレンジの線の範囲が東京都の文化財である有形文化財の指定範囲です。建造物としては、オレンジの中央にある主屋、その左側の書院、書院の蔵、蔵、庭門、その上の表門があり、庭門の左側部分が庭園となっております。恐れ入りますが、表紙の次のページ、口絵のカラー写真にお戻りください。口絵の1と2が主屋、その裏面が書院、右ページが蔵、次のページが庭門と表門、右のページが主屋にある式台付の玄関、主屋内部です。おめくりいただき、以下、11以降は主屋の内部の写真でございます。

続きまして、計画をご説明いたします。本文の2ページをお願いいたします。「第1章 計画の概要」といたしまして、1「計画の作成」、2「文化財の名称等」、3「文化財の概要」を記載しております。文献資料等から明らかになった内藤家創立の沿革や、本文の11ページ以降、詳細な建物調査から見えてきた改造履歴など、建物の特徴について細かく記し

たうえで、内藤家住宅の保存の現状と課題を明らかにし、保存と活用に向けた計画策定の目的や基本方針を示しています。特筆すべき建物の特徴としましては、今年度に入りましてから江戸時代後期に作成された家を建てるときに吉報を占う家相図が発見されたことにより、建物の建築年代が特定できたことが挙げられます。本文の15ページにその家相図を掲載し、16ページ以降、江戸時代後期から21ページの昭和に至るまでの変遷を図示しています。これは、内藤家住宅の歴史的価値を明らかにする上で、非常に貴重な資料であり、そこから読み解ける建物の変遷についても触れています。次に、22ページ以降は文化財の価値を記載し、調査の過程で、上層農家であった内藤家は、名主のほか、江戸後期に醤油醸造で財を成して興隆した、商家としての一面もあることが分かってまいりました。「計画の概要」では、この2つの側面に注目し、内藤家住宅の本質的価値を損なわないための保護の措置を検討するとともに、地域の歴史と文化を継承するための拠点となるような施設を目指し、保存と活用を両立させることを基本方針とすることについて示しております。

続きまして、36ページをお願いいたします。「第2章 保存管理計画」ですが、内藤家住宅の建造物や工作物に関して、歴史的価値を示す基準の時代を、37ページに記載のとおり、家勢が成熟し、現在に至る屋敷構えが整備された江戸時代後期から明治時代初期までと設定し、保護の区分と方針を示しております。具体的には、38ページから記載の文化財としての価値を守るために、厳密な保存が要求される保存部分、改造により文化財としての現状が失われており、建築体としての維持及び保全が必要とされる保全部分、活用または安全性向上のために改変が許されるその他の部分の3つの部分と、部分を構成している部位について、基準1から5までの5つのランクを設定し、この保護基準に基づいて、40ページ以降、建物ごとに細かく分けした図を掲載しています。そして、44ページ以降、3「管理計画」、4「修理計画」として、今後50年の中長期にわたる修理計画についても触れています。以下、48ページから123ページまで、建物ごとに詳細な基準を図示したものです。

126ページをお願いいたします。「第3章 環境保全計画」ですが、内藤家住宅の建造物や樹木を含めた外溝部分、主に庭に関して、1として「環境保全の現状と課題」、2として「活用を見据えた区域ごとの保護区分と保全方針等」を示しています。具体的には、第2章の各建物と同様に、130ページ左下段に記載の文化財指定された建造物を指し、新たな建造物や工作物は設けないが、防災管理上必要な場合において、土地の形状の変更を行うことができる保存区域、改変を行う際には、庭の特徴的な構成要素に留意し、良好な景観を維持していく保全区域、公開活用のために利用できる範囲で工作物の新築等を認め、保存区域、保全区域との景観的調和に配慮を要するその他区域、3つの保護基準を設定しました。この保護基準に基づき、131ページ以降、表門や庭門などの建造物や植栽の管理を含め、庭の構成要素をどのように保存すべきか、保全や改変に当たってはどのような配慮が必要か、といったことを定めております。さらに、148ページからは、章末の資料として、庭園部分の詳細な調査報告を記載しております。詳細な庭園の現地調査と文献調査によって、この庭園が江戸時代の多摩地域における庭園文化を象徴する歴史的価値の高いものと考えられると記載しております。

164ページをお願いいたします。「第4章 防災計画」ですが、1として、内藤家住宅の火災や暴風雨などに対する防災、防犯、耐震などの現状と課題を踏まえ、防火・防犯対策

を示しています。170ページからは、2「耐震対策」として、建物の耐震については、補強材をどこにどのように入れるのかなどを図化しています。また、179ページには、4「その他の災害対策」として、地震等を記載しております。

182ページをお願いいたします。「第5章 活用計画」ですが、1として、内藤家住宅の公開活用に向けた復元改修や構造補強改修及び整備活用に係る改修のための基本方針を示しています。そして、183ページの2の「上位計画との整合・位置づけ」を踏まえたうえで186ページの3「事業構想」として、今後検討していく事業スキームに沿って、活用事業者や内藤家とも連携しながら、文化的価値を体感でき、楽しむことのできる空間づくりや、内藤家の屋敷地全体を活かした活用についても検討を進めていくこと、189ページには、4「整備計画」として、整備の基本方針、整備方針を示し、190ページには、現段階の整備案、191ページには、5「公開活用に向けた課題」を掲載しております。

最後に、194ページからは、「第6章 文化財保護に係る諸手続」を示しています。以上で、保存活用計画（案）の説明を終わらせていただきます。恐れ入りますが、定例会資料5にお戻りください。2ページの3の「今後の予定」でございますが、内藤家住宅保存活用計画案については、令和7年11月18日から12月17日までの期間で、パブリックコメント手続を行い、市民からの意見等を反映させた保存活用計画として取りまとめてまいります。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（日野佳昭君） 今回、歴史や建物、美術品など、本当に膨大な資料について、詳細に調査されていて、すばらしい資料となっています。ありがとうございます。

質問は庭に植えられている木についてです。たくさん種類の木があるということを知り、少し驚きました。ただ、ケヤキが植えられていないようです。もし分かれば、その理由を教えてください。

○ふるさと文化財課長（江口 桂君） 現在、旧甲州街道に残っているお屋敷も同様ですが、旧甲州街道の拡幅以前に、街道沿いの屋敷地のところにケヤキを植えている事例が多くございます。内藤家の場合も、もしかするとそのようにケヤキが植えられており、旧甲州街道の拡幅の際に、切られたのではないかと考えております。

そのため、表門の脇に象徴として、ケヤキが植えられていた可能性もございますが、今の屋敷地にはケヤキが植えられていないということの理由ではないかと考えております。

○教育長（酒井 泰君） よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見ございますか。

○委員（山下和則君） 意見です。内藤家住宅について、前回の視察で見せてもらいました。実際に使っていたので、仕方のないところではあるのですが、たとえば水回りなど、生活の匂いがしてしまうところがありました。そのようなところは、できれば作り直して、見栄えのあるものになると、迫力があるのではないかと思います。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の（5）について了承いたします。



◎第2次国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画（案）の作成について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（6）をふるさと文化財課、お願いし

ます。

○文化資源活用担当副主幹（藤原裕司君） それでは、「第2次国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画（案）の作成について」、ご説明をいたします。

初めに、1の「趣旨」でございますが、本市では、国の天然記念物に指定された馬場大門のケヤキ並木について、平成20年2月に国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画を策定し、保護及び管理に取り組んできましたが、近年の気候変動などにより、ケヤキ並木を取り巻く環境は、より厳しくなっています。こうした背景から、ケヤキ並木を守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、第2次国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画（案）（以下「保護管理計画」といいます。）を作成するものでございます。

なお、保護管理計画の作成にあたりましては、令和6年9月30日に、教育委員会から文化財保護審議会に対し、「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画の見直しに関する事項について」を諮問し、本年9月30日に当該審議会から答申書をご提出いただきましたので、この計画（案）につきましては、答申書の内容を反映し、作成したものでございます。以下、別紙の保護管理計画（案）の本文でご説明をいたします。

初めに本文をおめぐりいただき、5ページをお願いします。この図は、上が北で、馬場大門のケヤキ並木の国天然記念物の指定範囲を示したものです。指定範囲は、左の枠の上、並木の北端部というのが桜通りで、そこから下の甲州街道、右枠の京王線を経て、一番下までとなっております。ただし、今回の計画としては、その裏面6ページ、図の2-2をご覧ください。赤の実線枠が今ご説明した指定範囲で、さらにその下の赤の点線枠、フォーリス前の府中駅南口再開発事業等で新しく植えられたケヤキも含んだ範囲を、これまでの計画同様、今回も含んでおります。恐れ入りますが、本文の1ページにお戻りください。

初めに1ページから3ページまでは、「第1章 計画改定の背景と目的」といたしまして、先ほどの趣旨を中心に、計画改定の経緯と目的を明確にするとともに、改定案作成に至る検討の経緯を示しています。

4ページをお願いします。4ページから11ページまでが、「第2章 ケヤキ並木の位置付けと変遷」といたしまして、1「天然記念物の指定」、7ページが、2「ケヤキ並木の歴史と変遷」として、ケヤキ並木の起源から現在に至る変遷を、11ページまで示しています。

12ページをお願いします。「第3章 現状と課題」といたしまして、1「現状」としてケヤキ並木の樹木の現状をお示ししています。15ページは、現在の計画策定時の平成19年度と、右側は令和6年度を比較したものです。裏面からは、これまでの生育履歴を表にまとめたものと、18ページには植栽年度を記載しております。19ページからは、（2）では樹木の生育状況をまとめ、（ア）古木、21ページの（イ）次世代木、23ページの（ウ）ケヤキ以外の保護木の別に記載しております。さらに25ページは、腐朽等の状況、30ページには、ケヤキ並木における主な被害状況として、近年の大雨や大型台風等による被害状況を整理しております。32ページをお願いします。「評価と課題」といたしまして、平成20年2月に策定した「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」（以下「旧計画」といいます。）の評価と課題を整理して示しております。34ページをお願いします。旧計画の取組として、おおむね達成していると評価した上で、計画の

見直しに係る課題を整理しております。

35ページをお願いいたします。「第4章 基本方針」といたしまして、ケヤキ並木の保護管理に係る将来像、基本方針等を示しています。1の「将来像」は(1)の「ケヤキ並木が文化財として適切に管理継承されることで、訪れる方が集い、憩うことができる安全な空間が確保されている」、(2)の「ケヤキ並木が文化財として活用されることで、まちの発展に寄与する新たな魅力や価値が創出されている」としております。36ページをお願いいたします。2の「基本方針」でございますが、課題で上げた5つの事項に対応すべく、図4-1に掲げる4つの基本方針、既存樹木の保護対策、安全性を確保する適切な維持管理、将来へ引き継ぐ次世代木の育成、まちづくりと連携した活用を示しております。37ページをお願いいたします。当該計画の新たな考えとしまして(2)の安全性を確保する適切な維持管理として、道路利用者の安全性確保を最優先事項と位置付けた上で、文化財として適当な維持管理を行う旨の考えを示しております。38ページをお願いいたします。「現状変更等の許可の方針」といたしまして、保護管理や活用等で必要となる法令上の許可について、これまでの実績をもとに基準を見直しております。

42ページをお願いいたします。「第5章 取組方針」といたしまして、基本方針に基づき取り組む保護管理の4つの方針を示しております。1点目の保護対策の方針として、既存樹木を3つに分類の上で、点検・診断、保護対策、植栽地の保全に係るあり方を記載しております。45ページをお願いいたします。2点目の維持管理として、道路利用者の安全を確保するため、危険が生じる前に計画的に対応を行う予防保全型の管理を行う旨を新たに位置付けております。46ページをお願いいたします。3点目の次世代木の育成の方針として、ケヤキ並木の姿を引き継いでいくにあたり、新たに育てる次世代木は古木の遺伝子を引き継ぐものとしております。47ページでは、4点目の活用方針として、ケヤキ並木を活用することにより、まちの発展につながる新たな魅力や価値を創出することを示しております。

49ページでは、「第6章 推進方針」といたしまして、1「取組方針」に位置付けた取組の推進体制についてお示ししています。推進体制は、教育委員会と市が連携して取り組むとともに、50ページのように多様な主体との協働体制で取り組んでいくことが重要と考えております。51ページでは、2の「推進スケジュール」を示すとともに、補植や伐採の実施、評価と見直しに係る考えを示しております。54ページにありますように、保護管理の推進スケジュールは、2029年までの短期、2037年までの中期、それ以降の長期の取組時期に分けて進めてまいります。最後に、55ページからは、3「保護管理の実施」として、次世代木の補植と既存木の伐採、58ページには、4としてこの計画の評価と見直しについて記載しております。

以上で、保護管理計画(案)の説明を終わらせていただきます。恐れ入りますが、定例会資料6にお戻りにください。3の「今後の予定」でございますが、保護管理計画(案)について、令和7年11月18日から同年12月17日までの期間でパブリックコメント手続を行い、市民からの意見等を反映させた保護管理計画として取りまとめてまいります。説明は以上でございます。

○教育長(酒井 泰君) 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員(田中亚衣子君) 32ページの旧計画について、2025年には「全面の歩行者

専用道路化」とありますが、現在、車両が通っているかと思えます。車両の件については、変更になったのでしょうか。

○ふるさと文化財課長（江口 桂君） 32ページ記載の「全面の歩行者専用道路化」につきましては、平成20年の旧計画時において、この計画ではなく、市のケヤキ並木整備基本計画の中で、けやき並木通り全体の歩行者専用道路化を目指していくという方針がございましたので、それを受けて、ケヤキ並木の保護管理計画旧計画においてもこの記載をしております。現在も、この歩行者専用道路化に向けて市全体で取り組んでおりまして、けやき並木通りの京王線以南について、道路の代替事業を進めております。今後も引き続き、このケヤキ並木の歩行者専用道路化について、目指していくところです。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の（6）について了承いたします。

ここで一旦定例会を中断し、5分間の休憩といたします。再開はこの会場の時計で、午後4時22分といたしますので、よろしく願いいたします。

午後4時17分中断



午後4時22分再開



◎国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第2期整備基本計画（案）の作成について

○教育長（酒井 泰君） それでは、定例会を再開いたします。続きまして、報告・連絡の（7）をふるさと文化財課、お願いします。

○文化資源活用担当副主幹（藤原裕司君） それでは、「国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第2期整備基本計画（案）の作成について」、ご説明をいたします。

初めに、1の「趣旨」でございますが、本市では国史跡武蔵国府跡等保存管理計画に基づき、国史跡に指定されている武蔵国府跡（国司館地区）を適切に保全し、歴史的価値を高め広く発信するとともに、府中本町駅前という立地を生かしたにぎわいと魅力ある空間を創出する活用と整備を行ってきました。このたび、平成30年度に完成した第1期整備事業に続き、新たに第2期整備事業を進めていくため、国史跡武蔵国府跡（国司館地区）第2期整備基本計画（案）を作成するものでございます。以下、別紙の整備計画の本文でご説明をいたします。

本文1ページの1の「はじめに」では、（1）で計画策定の経緯と目的を明確にするとともに、裏面2ページ（2）で国司館地区の文化財としての本質的価値を示しております。3ページでは、2の「整備事業の経緯と位置付け」でございますが、アとして整備済みの国司館地区第1期保存整備事業について、イとして第2期整備事業、さらに（2）としてこれまで市が実施してきたにぎわい創出事業について記載し、その詳細を次の6ページの表1で令和4年度からの取組を記載しております。7ページでは、3の「当該地区の概要」でございますが、国司館地区の敷地の概要を整理するとともに周辺状況を示しており、9ページにありますように、当該地は府中本町駅に隣接し、北、東側の道路と接道しております。

11ページでは、4の「基本方針」でございますが、事業を行うに当たって踏まえるべき方針として、（1）遺構に配慮した整備、（2）史跡を楽しく理解し学べるガイダンス施設

の設置、(3)にぎわいの創出、(4)周辺空間と一体で活用するための動線確保、こちらはさらに、ア府中本町駅からのアプローチ空間、イ南側隣接の公開空地への動線、ウ第2期整備エリア(にぎわい創出ゾーン)への車両動線、裏面のエ北側道路における広場来場者の歩行空間の確保を記載し、(5)誰もが利用しやすい施設の5つを示しております。

13ページでは、5の「土地利用方針」でございますが、土地利用を行うに当たり、検討の条件、導入機能等、動線、機能配置等において踏まえるべき方針を示すとともに、第1期整備事業区域における設備の改修に係る方針を示しております。この表を図でお示したものが、次の15ページになります。本事業で整備する施設については、駅前空間及び広場と一体で、にぎわいを創出することを目的とし、主な機能として「ガイダンス機能」や「飲食等の便益機能」を導入するものとします。図2の「施設整備イメージ」の左側が1階部分で、主な機能として、この史跡の歴史的価値を知ってもらうためのガイダンス機能としての展示室を設置し、こちらは子供が体験しながら武蔵国府跡や徳川家康府中御殿に関する歴史に親しむ場としての役割を想定しております。そして、図の右側が中2階で、ここには誰もが気軽に史跡に親しんでもらうための飲食等の便益機能を設置します。さらに、施設の動線及び機能配置のイメージでございますが、府中本町駅から整備済みの広場へ抜ける動線を設けることをイメージしつつ、次の16ページに記載の(4)サインの設置、(5)既存設備の改修等について記載し、これらについては今後行う設計や関係者との協議に基づき、詳細を検討してまいります。

17ページの6「整備方針」でございますが、整備を行うに当たり必要な方針として、(1)遺構に配慮した整備、(2)便益施設を含むガイダンス施設の整備、(3)舗装の変状対策を示しております。18ページでは、7の「管理運営方針」でございますが、整備後に想定されるスキームと管理運営者等との役割分担の方針を示しております。国司館地区においては、新たに整備した施設と広場との一体的な魅力の創出が必要であることから、「指定管理者」による施設管理運営、「都市利便増進協定」による中心市街地のまちづくりとしての視点を含めたエリアマネジメントとして、連携して管理運営を行う体制を想定しております。20ページでは、8の「今後のスケジュールと課題」でございますが、事業を進めるに当たってのスケジュール、概算費用のイメージ、今後の課題を示しております。整備にかかる工程は、設計や関係者協議を踏まえ、今後詳細に検討してまいります。現時点ではおおむね令和12年度頃の供用開始を目指して進めていくこととしております。21ページでは、「今後の課題」でございますが、事業の推進に向けた課題といたしまして、「便益施設の設置する飲食機能導入形式の決定」、「隣接地と当該地の接続」として、民間事業者や隣接土地所有者との協議を行い進めてまいります。以上で、「整備計画案」の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、定例会資料7にお戻りください。3の「今後の予定」でございますが、整備計画案について、令和7年11月18日から同年12月17日までの期間でパブリックコメント手続を行い、市民からの意見等を反映させた整備計画案として取りまとめてまいります。説明は以上でございます。

○教育長(酒井 泰君) 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告・連絡の(7)について、了承いたします。

◇

◎郷土の森博物館手話・字幕付プラネタリウム番組等の特別投影について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（８）をふるさと文化財課、お願いします。

○文化資源活用担当副主幹（藤原裕司君） それでは、郷土の森博物館の特別投影について、2件ご報告いたします。チラシの1は、11月15日から26日に開催される東京デフリンピックに合わせて企画をした手話・字幕付きのプラネタリウム「バリアフリー全天周映像作品、ユニバース～宇宙へ～」です。投影の日時は、11月21日の午前10時30分と11時30分、11月22日の15時30分からの計3回、各回とも約30分で、博物館入場料のみでご鑑賞いただけます。当日は、府中市登録手話通訳者の会から、手話通訳者の方を1名派遣いただく予定となっております、入退場のご案内や注意事項なども手話対応できますので、聴覚に障害のある方にも安心してご鑑賞をお楽しみいただけます。

次のチラシ2は、大人気プログラム「星兄（ほしにい）の爆笑！プラネタリウム番組ショー」です。11月29日の11時半と15時30分からで、こちらは子供から大人まで大爆笑の星空解説をお楽しみいただけるプログラムとなっております。説明は以上です。

○教育長（酒井 泰君） 何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の（８）について了承いたします。

◇

◎府中市新総合体育館基本構想（案）の作成について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（９）をスポーツタウン推進課、お願いします。

○新総合体育館整備担当副主幹（奥 恭平君） それでは、「府中市新総合体育館基本構想（案）の作成について」、ご説明いたします。

初めに、1の「趣旨」でございますが、多くの市民に利用されている市立総合体育館は、第一体育室棟が昭和46年に竣工してから50年以上が経過し、耐用年数も間近に迫っております。このため、本市では、府中基地跡地留保地利用計画及び第7次府中市総合計画前期基本計画において、現総合体育館の府中基地跡地留保地への移転に向けた取組を進めることとしたうえで、第2次府中市スポーツ推進計画に基づき、市民の健康増進に加え、みるスポーツや防災機能などを考慮した移転後の新しい総合体育館の整備に向けて検討を進めてまいりました。このたび、当該検討結果を踏まえ、新総合体育館の移転及び整備に係る基本的な考え方を取りまとめた府中市新総合体育館基本構想（案）を作成するものでございます。なお、本基本構想（案）の作成に当たりましては、令和7年2月3日に、府中市教育委員会から府中市新総合体育館基本構想検討協議会に対し、「府中市新総合体育館基本構想素案の作成について」を諮問し、本年9月30日に答申書を教育長にご提出いただきました。本基本構想（案）につきましては、答申書の内容を反映し作成したものでございます。

恐れ入りますが、基本構想（案）の1ページをお開き願います。初めに、1ページから2ページまでは、「第1章 基本構想の背景と目的」となっており、先ほどの趣旨を中心に背景と目的をお示ししております。続きまして、3ページをお開き願います。3ページから40ページまでは、「第2章 現状と課題」となっておりまして、現総合体育館、生涯学習セ

センターの体育機能及び地域体育館の概要や利用状況のほか、市民ニーズ調査やワークショップ、オープンハウスを実施し、関連計画における新総合体育館に関わる内容等を踏まえた上で、新総合体育館に求められる役割や府中らしさについてお示しをしております。

続きまして、41ページをお開き願います。41ページから44ページまでは、「第3章 事業予定地」となっておりまして、府中基地跡地留保地及び米軍通信施設跡地、生涯学習センター、平和の森公園にまたがるように新総合体育館を整備することとしておりますので、その事業予定地の状況や整備条件についてお示ししております。続きまして、45ページをお開き願います。「第4章 基本理念・基本方針」では、新総合体育館が目指す姿として、基本理念を定めております。「このまちの誇り、スポーツタウンの未来を開く多機能アリーナ」を掲げ、スポーツの力によって感動が生まれ、まちの誇りや魅力につながる新たな拠点となることを目指すこととしております。

また、基本理念の実現に向けて4つの基本方針を定めておりまして、1つ目として「誰もが気軽に「そだち・そだてる、する、みる、ささえる」を感じることができる場の創出」、2つ目は「府中の誇りとなる中核的な施設として、多様な活動に柔軟に対応するフレキシブルな施設整備」、3つ目は「地域や周辺環境につながりを育み、交流とにぎわいを生み出す地域に開かれた拠点」、最後に4つ目として「災害時の市民の安全・安心を支える防災拠点」としております。

続きまして、46ページをお開き願います。46ページから59ページまでにつきましては、「第5章 機能・規模・配置等」となっておりまして、46ページ及び47ページでは、前提条件として生涯学習センターの体育機能との統合や、生涯学習センター図書館と複合化する方向性となっていることなどを示しております。47ページ中段から54ページまでは、2の「施設機能」といたしまして、みるスポーツ機能や、多様な競技種目に対応可能なマルチスペース機能、また、市立小・中学校のプール授業の受け入れを想定した温水プール機能などについてお示ししております。さらに52ページでございますが、新たな付加価値として、市民ニーズ調査の結果を踏まえて、レストラン、カフェ等の飲食スペースなどの導入機能や、その導入に向けた方向性、留意点についてお示ししております。54ページ中段から58ページまでは、3「施設規模」といたしまして、新総合体育館の象徴となるメインアリーナについて、みるスポーツ機能を導入し、収容人数を55ページ下段に記載のとおりとすることや、Bプレミアなどのホームアリーナ基準を満たすことを視野に入れていくこととしております。そのほか、サブアリーナ、トレーニング室、マルチスペース、キッズスペース、温水プール、図書館を整備するほか、想定延床面積は57ページ下段に記載のとおりとなっております。

続きまして、60ページをお開き願います。60ページから67ページまでは、「第6章 事業手法」となっておりまして、PPP、PFI、Park-PFIなどの民間活力を活用した事業手法の可能性をお示しするほか、各事業方式の特性比較を行っております。また、57ページでは、事業費確保の方針として、事業費の試算につきましては、次年度の基本計画で行うことをお示ししております。

続きまして、68ページをお願いいたします。「第7章 管理運営方法」では、管理・運営の基本的な考え方として、6つの視点をお示ししております。1つ目は、持続可能な施設

運営として、新総合体育館は「プロフィットセンター、稼ぐ施設」として位置付け、持続可能で魅力ある施設運営を目指すこと。2つ目として、魅力とにぎわいのある運営を目指すこと。3つ目として、民間活力の導入について検討すること。4つ目は、環境に配慮した施設運営として、環境配慮型の設備や機能を導入するとともに、施設のZEB化を検討すること。5つ目は、予防保全を取り入れた維持管理による施設の長寿命化により、ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化を図ること。最後に6つ目は、災害時でも安全・安心な施設機能を維持することができる運営を目指すこととしております。

続きまして、69ページをお開き願います。69ページから71ページまでにつきましては、「第8章 事業スケジュール」といたしまして、69ページの事業スケジュールでは、次年度から基本計画に着手し、令和15年度の供用開始を目指すこととしております。70ページから71ページにかけては、今後の検討事項をお示ししており、公園や駐車場、多目的グラウンド、アーバンスポーツなどの整備範囲や図書館機能との連携、プロスポーツ団体への利用意向調査、財政負担額の算出などについてお示ししております。最後に、72ページ目以降は資料編となっております。以上で、「府中市新総合体育館基本構想（案）」の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、教育委員会定例会資料9にお戻りください。3の「今後の予定」でございますが、基本構想（案）について、令和7年11月18日から同年12月17日までの期間でパブリックコメント手続を行うほか、オープンハウスを実施し、市民からの意見等を反映させた基本構想として取りまとめていく予定でございます。また、資料末尾に、参考資料として答申書の鑑文を配付させていただいておりますので、お開き願います。府中市新総合体育館基本構想検討協議会からの答申に当り、付帯意見を2点いただいております。そのうち2点目につきまして、「新総合体育館の整備を進めるに当たっては、「スポーツタウン府中」のブランドイメージを一層高めることに加え、周辺の大規模公園等との緑の連続性を確保することによる一体的な緑地空間の創出や、併設される図書館との相乗効果による新たな魅力の創出、公園や周辺施設と連携した防災機能の強化などが図られることを期待します。将来を見据え、地域及び市全体の活性化に資するまちづくりを実現するためにも、市長部局と密に連携し、関連施策と一体的に進めてください。」となっております。この付帯意見を受けまして、基本構想策定後の進め方については、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（酒井 泰君） それでは何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○委員（日野佳昭君） 意見です。メインアリーナの規模について、Bプレミアなどのホームアリーナ基準を満たすことを視野に入れるのであれば、周りに商業施設が全くないので、レストランやコンビニ等を作らざるを得ないのではないかと思います。ただ、キッチンを作って火を扱うとなると、体育館内に作ることについては、いろいろな問題もあると思います。隣に別の建物を建てるのか、あるいは、郷土の森公園のようにキッチンカーを頼むのか、大國魂神社のように屋台を出してもらうのか、そのようなことを検討する必要があると思います。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の（9）について了承いたします。

◇

◎第7回府中市ボッチャ大会の開催について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（10）をスポーツタウン推進課、お願いします。

○スポーツタウン推進課長補佐（塚本 淳君） それでは、「第7回府中市ボッチャ大会の開催について」、ご報告いたします。

本大会は、東京都市町村広域連携事業として開催する「東京都市町村ボッチャ大会」の府中市予選を兼ねて開催するもので、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことができるボッチャを広く多摩地域で普及することを目的として、令和元年度より実施しており、今回で第7回となります。今回の開催日は、12月6日土曜日、場所は郷土の森総合体育館でございまして、優勝・準優勝のチーム、2チームは、令和8年1月24日土曜日に青梅市で開催される東京都市町村ボッチャ大会へ出場いただく予定でございます。なお、参加者募集につきましては、各小・中学校へ実施要項をお配りし、申込期限を11月7日金曜日として募集してまいります。報告は以上でございます。

○教育長（酒井 泰君） 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、報告・連絡の（10）について了承いたします。

◇

◎その他

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、日程第5、その他ですが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

◇

◎教育長報告

○教育長（酒井 泰君） それでは日程第6、教育長報告に移ります。

活動状況については、別紙の「令和7年第10回教育委員会定例会教育委員会活動報告書」のとおりでございます。なお、この報告書は、令和7年9月6日から令和7年10月10日までの活動内容となっております。

今日はかなり議案が多かったので、予定していた私のフリートークの部分は、割愛をさせていただいて、2点だけにさせていただきます。まず、第1点でございますが、9月10日水曜日に令和7年度第1回府中市総合教育会議が開催されました。初めに、高野市長より、令和8年度施策立案の基本的な考え方についてのご説明をいただきました。教育委員会として、今回お示しいただいた基本的な考え方に基づきまして、今後も良好な教育環境、教育条件を確保し、全ての府中市立小・中学校の教育及び文化スポーツ施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、新しい時代の学びを実現する学校づくりについて協議を行いました。令和2年2月に策定した府中市学校施設改築・長寿命化改修計画に基づき、改築されました府中第八小学校、府中第一中学校、府中第三小学校、府中第六小学校の改築事業で得た知見を、次期改築実施校であります、府中第五小学校、府中第九小学校に活かす視点で意見交換を行わせていただきました。今後の学校建設に当たりましては、新しい学びに対応できるICT機器の活用のほか、建設費高騰等による総事業費の見直し、省エネルギー、省資源型の学校整備が

求められていると思っております。以上、総合教育会議のご報告です。

続きまして、この活動報告書にはないのですが、9月28日曜日に全国手話言語市区長会の主催で「第8回手話劇祭 in 府中」が、府中の森芸術劇場ふるさとホールで開催されました。「みてみよう、感じてみよう手話の魅力」というテーマのもと、日本ろう者劇団による手話狂言や、デフアスリートによるトークショー、手話パフォーマーによる手話歌など様々なパフォーマンスが繰り広げられました。私は初めて手話劇祭を拝見したのですが、聴覚に障害がある人もない人も、共に楽しめるすばらしいイベントだったと思っております。特に手話狂言は、小学校高学年ぐらいの児童にとって、狂言と手話という2つの内容を同時に無理なく学べる、とてもよい教材になると感じました。できれば、府中市立の学校で観劇の機会を作ることができればなと思った次第でございます。私からは、以上でございます。



◎教育委員報告

○教育長（酒井 泰君） 日程第7、教育委員報告に移ります。

活動状況については別紙の通りでございます。まず初めに、日野委員お願いいたします。

○委員（日野佳昭君） 2点、報告します。9月20日、美術館企画展「フジタからはじまる猫の絵画史」のレセプションに臨席しました。私の今までの藤田嗣治に関する知識は、第1次大戦の軍医で、フランスでパトロン庇護の下、自由奔放に生きた画家という印象でした。今回の展覧会で、藤田の繊細な線描と独特の色使い、独特の乳白色の肌、猫の絵画の変遷など、興味深いすばらしい作品に接することができ感動しました。

10月2日、教育委員会訪問をしました。どの中学の授業参観でも、生徒の皆さんは礼儀正しく元気な様子で、いつもながら安心します。五中では、6月からプール授業を始めたことについて、熱中症対策としては有用であったが、プールサイドにおける日射に対する対応には、検討が必要とのお話がありました。特別支援教育については、生徒の増加に対応するための支援員の増員が必要とのこと。不登校対応については、「みらい」、「はばたき」、「かがやき」などとの連携が徐々に効果が出てきているが、家庭での教育が必要ということでした。二中には水泳部があり、プール授業の点についても、今年は問題なく行われましたが、五中と同様に見学者の休み場所に苦慮したとのことでした。不登校の生徒についても、卒業後の通信教育、サポート校など、充実してきているそうです。

美術館では、美術品の保管室などバックヤードも視察させていただき、詳細な説明をしていただきました。今後、さらに市民の利用を増やし、市民に愛される美術館を目指すとのことでした。問題点としては、今後の施設の老朽化とバス運転士の経費が多いということでした。多くの優れた作品を苦勞して集め、毎回すばらしい企画展を開催してくださる館長をはじめスタッフの皆様には感謝します。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございます。続きまして、山下委員お願いします。

○委員（山下和則君） 9月10日に総合教育会議に参加しました。令和8年度の政策立案の基本的な考え方について、それぞれの責任に関してのボーダーラインについて意見を述べさせてもらいました。また、新しい時代の学びを実現する学校づくりにつきましては、先日、教育委員会連合会で聞いた話をもとに、新しい学校づくりと並行して、今起きている問題点を置き去りにしないほしい旨を伝えました。

10月4日、白糸台小学校の運動会を参観してまいりました。多少の雨でしたが、それに対して当日のプログラムを変更して対応していたことは、保護者に対しての配慮を感じました。また、閉会式ではいい意味での緊張感があり、締まりのある閉会式でした。全体的に見て、学校とPTAがうまくひとつになって運営していたなと感じました。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございます。続きまして、田中委員お願いします。

○委員（田中亜衣子君） 総合教育会議におきましては、「令和8年度の政策立案の基本的な考え方について」、「新しい時代の学びを実現する学校づくりについて」の2点を協議議題とし、話し合いに参加する機会を得ました。政策課でおまとめいただいた令和8年度の位置づけと、視点及び留意すべき事項について説明を受け、いくつか質問や感想を述べた後、そのご回答及びさらなる方針説明を受けました。時流に合わせた柔軟かつ持続可能な姿勢と学びの場の大切さを再確認することができ、安心できたよい機会となりました。

9月20日は、美術館企画展レセプションに参加しました。2000年の開館から25年がたち、美術館の存在が浸透している中、人気のある猫と藤田嗣治を組み合わせた企画展で、ますますの活気を期待いたします。また、美術鑑賞教室でさらに多くの児童・生徒さんが楽しんでくださることを祈念しております。

10月2日の教育委員会訪問では、まず五中に伺いました。きれいな校舎をうまく活用いただいている印象が残りました。用務員さんのご尽力もあり、サポートルーム、屋上プール、大変きれいです。また、ソフトの面では、対話を注視した運営方針のご説明を受けて、とても心強く思いました。生徒会を中心とした生徒の主体性を大切にしている学校です。剣道部、美術部、茶道部が校長先生一押しの部活動と伺いました。その後訪れた二中では、生徒数が多く、また増加傾向にある学校とのことで、校舎の老朽化もあり、修繕予算に気を配る必要があると感じ、また、そのとおり校長先生よりご報告いただきました。教育目標が今年度は、より短く分かりやすく変更されており、よい試みだと感じました。演劇部、水泳部、和太鼓、合唱部が校長先生注目の部活動とのことですが、生徒数が多いこともあり、指導者の不足を感じられているようです。外部の部活動サポートにつき、都の補助金などうまく活用されることを期待いたします。午後は美術館を訪問視察し、裏側の作品倉庫なども拝見して、府中市美術館の特徴など、貴重なお話を伺うことができました。

また、当該期間中に、年一度の租税教育更新研修会に参加いたしました。都の誰一人取り残さない教育の指針に沿って変化している教育の現場感や、主体的な学びを深めてもらうには、といった学校で実施されている工夫について研究し、一方でゲストティーチャーとしての租税教室の役割について、子供も活用しているというシンキングツールを用いワーク、ディスカッションなどを行いました。税と税理士を窓口に、社会の仕組みに興味、関心を持ってもらい、考え、積極的に参加する姿勢について、きっかけづくりに貢献したいと考えております。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございます。最後に、山中委員お願いします。

○委員（山中ともえ君） 1点目、9月10日の総合教育会議では、改築の計画が先である学校の老朽化について検討していただくようお願いしました。また、府中の特別支援教育について、府中の特色を生かした政策を考えていただきたいというお話をさせていただきました。

2点目は、9月18日、税の書道展の審査会に参加させていただきました。武蔵府中青色申告会の会館で、調布市や狛江市も含めた地区の小学校の4年生から6年生まで4,000点ほどが出されており、関係の方々とその審査を行いました。12月7日には、表彰式があるということで出席させていただきたいと思っています。

3点目は、10月5日、市民スポーツ大会秋季大会の開会式に臨席させていただきました。「体育大会」から「スポーツ大会」へ名称が変更され、種目によっては小学校低学年の方から、中学生はもちろん、種目によっては年齢の高い方も一緒に参加できるような大会の開会式で、皆さん楽しげに参加されている様子を参観させていただきました。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございました。それでは、これで令和7年第10回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。



午後4時58分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

令和8年2月26日

府中市教育委員会教育長

酒井 泰

府中市教育委員会委員

日野 佳昭